

# 第2次芦屋市地域福祉計画

(中間まとめ)

平成23年11月

芦 屋 市

# 目 次

第1章 「芦屋の地域福祉」について考えてみましょう	1
1. わたしたちの暮らしと地域福祉	1
2. “芦屋らしさ”を活かした地域福祉をめざして	3
第2章 計画策定の基本方針	7
1. 計画策定の背景と目的	7
2. 計画の位置づけと内容	11
3. 計画の期間	12
4. 計画の策定方法	12
5. 計画の推進方法	13
第3章 「芦屋の地域福祉」の基本的な考え方	14
1. 「芦屋の地域福祉」の推進目標	14
2. 取組の視点	14
3. それぞれの主体の役割分担と協働の考え方	17
4. それぞれのエリアでの取組	19
5. 重点的に取り組む課題	20
第4章 「芦屋の地域福祉」をすすめるための取組	22
1. 具体的な取組の体系	22
2. 取組のすすめ方	23
[推進目標 1] 地域福祉への関心と理解を広げます	24
[推進目標 2] 暮らしの“困りごと”を適切な支援につなぎます	27
[推進目標 3] 地域生活を支えるサービスや活動を充実します	29
[推進目標 4] 権利をまもる取組を充実します	32
[推進目標 5] 人と人のつながりを広げます	34
[推進目標 6] 安心・安全でバリアのない生活環境をつくります	35
[推進目標 7] 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します	38
第5章 計画推進のための取組	42

## 第1章 「芦屋の地域福祉」について考えてみましょう

### 1. わたしたちの暮らしと地域福祉

「地域福祉」という言葉が、いろいろなところで聞かれるようになりました。芦屋市の地域福祉をすすめる計画を考えていくうえで、わたしたちの暮らしは地域福祉とどのような関わりがあるのかを、まず考えてみましょう。

わたしたちの生活のなかで起こるさまざまな“困りごと”にきめ細かく応える「地域にねざした福祉」が、広がってきています。

わたしたちは、家族、友人、近所の人、学校や会社の人など、さまざまな人々とともに、日々のしあわせを願いながら生活しています。そのなかで、たくさんの楽しいこと、嬉しいことに出会います。課題や困難にぶつかることもあり、それらを乗り越えるために努力します。しかし、健康を損ねてしまったり、経済的な問題が生じたりして個人や家族の力だけでは解決できない“困りごと”（福祉ニーズ）をかかえる可能性は、わたしたちの人生のなかでだれにも起こりうることです。

そういうときにみんなで連帯して支えあうしくみとして、社会福祉が発達してきました。さまざまな法律や制度がつくられ、だれもが公平に利用できることを基本として、専門的な支援が行われています。

一方、核家族化や少子高齢化がすすみ、家族の機能が変化してきました。国際化や情報の多様化などの影響も受けて社会がますます複雑化し、わたしたちが生活のなかで出会う可能性のある“困りごと”はきわめて多様に、かつ増えています。そのため、限られた専門職だけでこれらにきめ細かく対応していくことは難しいと、多くの人考えるようになってきました。また、精神的な面での支えなど、専門的な支援だけでなく、人と人のふれあいでこそ解決できると思われることも少なくありません。

そこで、法律に基づくサービスだけでなく、地域の状況に応じてさまざまな力を集めて、市民のニーズに的確に応える福祉をすすめるしくみをつくっていく方が効果的だとして、「地域にねざした福祉」としての地域福祉の取組が広がってきています。

「だれもが地域とつながりをもって安心して心豊かに暮らせるように」と願う、市民どうしの“お互いさま”の気持ちが、地域福祉の推進力です。

地域福祉の目標は、「わたしたちの日々の暮らしのなかで起こる“困りごと”を、みんなの力を集めて支援しあって解決することを通じて、だれもが地域とつながりをもち、安心して心豊かに暮らせるようにしていく」ことだといえます。

わたしたちだれにも起こりうる“困りごと”をできるだけ効果的に解決するには、“困りごと”が起きそうなとき、あるいは起きてしまったときに、早めに気づいて対処し、自分や家族などの努力だけでは解決できないことは、問題が大きくならないうちに必要

な支援を受ける“たすけられ上手”になることが大切です。

また、ともに暮らす仲間として地域の人々を思いやる気持ちを持ち、困っている人の立場になって、たとえ小さなことでも自分ができることで支える“たすけ上手”の担い手が増えていけば、わたしたちのまちの福祉は大きく広がっていきます。

つまり、地域福祉をすすめるうえで、わたしたちはみな「受け手」であり「担い手」でもあるのです。あるときは支え、あるときは支えられるなかでの“お互いさま”の気持ちが、みんなで地域福祉をすすめるうえで非常に大きな力になります。

そして、公的な制度に基づく福祉サービスを土台として、一人ひとりの市民、生活や福祉に関わる活動をしている団体、事業を行っている事業者、行政機関等、それぞれが「得意なこと」を活かして役割を分担し、お互いに協働していくことを通じてさらに力を高めていくことで、市民のニーズと地域の状況に応じた福祉が広がっていきます。

新しい暮らし文化のひとつとして「芦屋の地域福祉」を発信することを通じて、わたしたちのまちの魅力もいっそう高まります。

芦屋市は、これからのまちづくりの目標として、「“新しい暮らし文化”の創造・発信」を掲げています。“たすけられ上手”で“たすけ上手”な“お互いさま”の支えあいを大切にする地域福祉は、まさに新しい暮らし文化のひとつだといえます。

“お互いさま”の支えあいは、わたしたちすべての生活に関わる地域福祉の取組を通じて、市民の新たなつながりをつくります。また、心地よく暮らせるコミュニティづくりにもつながり、まちの魅力をいっそう高めます。

地域福祉は、まちの将来像である「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を、市民一人ひとりが主役となって実現していくうえでのひとつの柱としても、大きな役割を担っていくことが期待されています。

## 2. “芦屋らしさ”を活かした地域福祉をめざして

地域福祉は「地域にねざした福祉」です。それでは、“芦屋らしさ”を活かした地域福祉とは、どのようなものでしょうか。

### (1) 芦屋市の概況

わたしたちのまち芦屋市は、市民の暮らしの面で、このような特徴をもったまちです。

#### 国際文化住宅都市として発展してきました。

芦屋市は、大阪・神戸の二大都市の間に位置し、大都市への交通の利便性、緑豊かな六甲の山々と大阪湾の海に臨んだ良好な自然環境に恵まれた住宅地として発展してきました。

そうした環境を活かして国際性、文化性にあふれる住宅都市をめざしたまちづくりをすすめ、芦屋市に愛着をもつ市民の意識にも支えられて、憧れのまちとしての地位を築いてきました。

#### 震災を経験し、協働による新たなまちづくりが広がりました。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では芦屋市も大きな被害を受け、たくさんの市民の方々の尊い命と、長年をかけて築きあげてきた多くのまちの財産を失いました。

しかし、全国から寄せられたあたたかい支援を受けて、市民と行政が協力して復興をすすめた経験から、わたしたちは多くのことを学びました。それが、まちづくりにおける市民と市民、市民と行政などのさまざまな協働をめざす取組につながっています。

#### 成熟都市としての魅力あるまちづくりを推進しています。

芦屋市の人口は、阪神・淡路大震災によって激減し、震災復興の住宅整備等によって増加しているものの、平成27年をピークとして減少に転じると予測されています。また、全国の状況と同じく少子高齢化が急速に進行しており、市民の5人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。

そのなかで市民の定住意識も高まってきており、まちに愛着をもつ市民の力で、やすらぎと新たな活力を生み出す“成熟都市”としての魅力をいっそう高めて、“住み続けられるまち・住んでみたいまち”であり続けることをめざしたまちづくりを推進しています。

## （２）芦屋のまちで“わたしたちが好きなところ”、“なんとかしたいと思っていること”

「芦屋の地域福祉」をすすめていくうえで、芦屋のまちのよいところを最大限に活かして、課題を解決していくことが非常に重要です。わたしたちの思いを活かして地域福祉を考えていくために実施した「地域福祉市民会議」や「市民意識調査」では、芦屋のまちについて、つぎのようなよい点や課題があげられました。

### わたしたちが好きなところ

#### 【環境がよい】

芦屋市は豊かな自然と歴史・文化に恵まれ、良好な生活環境が保たれています。こうした引き継がれてきた財産に加えて、現代のライフスタイルへの対応や、阪神・淡路大震災からの復興の新たなまちづくりのなかですすむ集合住宅との共存など、新たなまちの姿も生まれてきています。

また、良好なまちの環境のなかで、暮らしのさまざまな面での環境も、多くの市民から高く評価されています。

《市民意識調査から》「子育ての環境がよい」は67.2%、「高齢者が安心して住める」は64.4%の人が肯定的に評価しています。

#### ※《市民意識調査》について

第2次地域福祉計画に市民の意識やニーズを反映するため、20歳以上の市民約2,500人を対象としたアンケート調査を、平成23年3月に実施しました（回収率38.0%）。

#### 【まちの大きさがちょうどよい】

芦屋市は、東西約2.9km、南北約8.7kmのコンパクトな市域に、9万人を超える市民が住むまちです。全体が見渡せるのでまちの動きや人の動きがわかりやすく、なにかをするにもみんなが集まれ、だれもが顔見知りになれる環境のなかで、人と人のつながりを活かした「All Ashiya」の取組が可能な環境があります。

《「All Ashiya」とは》多くの市民が参画・協働し、1つのチームとしてまちづくりをすすめるうえでのスローガンとして、この計画でも用いています。

#### 【市民の力がある】

恵まれた生活環境のなかで、市民としての自覚や高いマナーをもった人が住むまちだということも芦屋市の大きな魅力のひとつです。定住意識やまちへの愛着も高く、まちを良くしたいと願っています。

また、多彩な職業上のスキル、知識や特技などをもつ市民が、NPOなどの新たな活動のかたちなども含めて、さまざまなまちづくりの取組に参加しています。芦屋市に住んでいる人だけでなく、仕事や勉強などで芦屋に来ている人、市内でさまざまな活動や事業を行っている団体、事業者なども、芦屋の市民です。多様な人々や団体などが、それぞれの得意なことを活かして協力しあっていくことで、相乗的な効果が広がっていきます。

《総合計画の市民意識調査から》芦屋市への永住意識について、「永住したい」、「当分住み続けたい」と考える人が83.7%を占めています。

※《総合計画の市民意識調査》について

第3次総合計画に基づく施策の遂行資料とするため、20歳以上の市民約3,000人を対象としたアンケート調査を、平成20年10月に実施しました（回収率60.7%）。

## なんとかしたいと思っていること

### 【地域のつながりを強くしたい】

芦屋市では、震災復興にともない、市外から多くの人が入居されています。新しい住民が増えることや、一人ひとりの価値観が多様化していることなどもあいまって、地域での人と人のつながりは弱くなってしまいがちです。多くの人意識してあいさつなどを行っていますが、つながりや支えあえる関係づくりを願いつつ、できていない人も少なくありません。

みんなで地域福祉をすすめ、「だれもが住み続けられるまち」をつくっていくうえで、地域での人と人のつながりが基盤となります。まちへの関心を高め、ともに暮らす仲間としてのつながりを強化していくよう、取り組んでいく必要があります。

《市民意識調査から》「市民のつながりがある」と評価した人は32.5%です。一方、そうは思わないと考える人は44.0%で、評価した人を上回りました。

また、「笑顔であいさつする」ことについて、41.1%の人が「意識してやっている」、40.8%の人が「意識していないができています」と答えています。

### 【地域福祉の取組をもっと充実したい】

少子高齢化の進行や社会経済の厳しさなどの社会環境の変化によって、福祉はすべての市民の生活に深く関わる問題となってきました。芦屋市民の多くは、現在の生活全体については満足していますが、一方で、生活に不安を感じたり、支援してほしいと思う人も多くなっています。

市民のさまざまな生活スタイルのなかで、多様な福祉ニーズが生まれています。これらに的確に対応できる福祉を充実していくよう、地域の力を活かして取り組んでいく必要があります。

《市民意識調査から》芦屋市での現在の生活全体に「満足している」人は24.3%、「どちらかといえば満足している」人は61.3%で、あわせて86.0%でした。

一方、日常生活のなかで不安に思っていることとして「自分や家族の老後のこと」を59.5%、「収入や生活費のこと」を37.3%など、地域福祉に関する不安も多くの人があげています。

### 【社会参加のための環境をさらに高めたい】

地域福祉を含めた多様なまちづくりの取組を、多くの市民や団体、事業者、行政などが協働してすすめていくうえでは、みんなが出会い、話しあいながらいっしょに活動や事業をすすめていく場が必要です。また、だれもが参加しやすいような道路や交通などの環境の整備や、移動のための支援も不可欠な条件です。

あわせて、情報を共有したり、ネットワークを強化するなど、社会参加と活動を促進する環境をいっそう充実していく必要があります。

### (3)「芦屋の地域福祉」を考えていくうえでのキーワード

まちの状況やわたしたちの思いをふまえて、“芦屋らしさ”を活かした地域福祉は、つぎの3つのキーワードを大切に考えていきます。

#### 《自立を支える福祉を》

市民の主体性を活かして、困ったときにはSOSを発信し、自分らしく自立して生活するよう支えあう質の高い福祉をめざします。

#### 《豊かな資源を活かし》

そのために、豊かな環境や多彩な人材の力を最大限に活かしていけるしくみをつくります。

#### 《[All Ashiya] の力を結集して創造します》

そして、地域のあらゆる力を結集して、芦屋らしさを活かした地域福祉を創造するよう取り組みます。

わたしたちのまち芦屋は、豊かな自然と歴史、文化に恵まれた環境のなかで、まちを愛する自立した市民がともに暮らすまちです。ここでいう「自立」とは、何もかも自分でできるということを意味しているわけではありません。地域で生活していくなかで、自分や家族などでは解決できない“困りごと”に出会います。このように問題が起きたときは、早くまわりの人にSOSを発信する力を身につけることも、地域のなかで自立して生活していくうえで重要です。そして、市民、団体、事業者、行政機関など、地域のさまざまな、そして多くの力をあつめれば、一人ひとりの“困りごと”を地域の課題として解決していくことができます。

わたしたちは、一人ひとりが“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人になり、[All Ashiya] の力を結集し、自分らしく自立した生活を支える質の高い福祉としての「芦屋の地域福祉」を創造していきます。

## 第2章 計画策定の基本方針

### 1. 計画策定の背景と目的

第2次芦屋市地域福祉計画は、第1次計画の取組を通じた成果と課題や、地域福祉をとりまく環境の変化をふまえて、新たな時代のニーズに的確に対応することを目的として策定しました。

#### 第1次芦屋市地域福祉計画の取組の経緯

芦屋市は、平成19年3月に第1次の「芦屋市地域福祉計画」を策定しました。

この計画は、「地域福祉市民会議」や「市民意識調査」、「策定委員会」、「意見募集」などの取組を通じて市民参加のもとで策定をすすめました。そして、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、すべての人が互いに認めあい、尊重しあう共生社会の実現をめざして、福祉施策の総合化を図るとともに、住民主体の地域福祉を推進するうえでの目標や基本方針、施策の展開方向を定めました。第1次計画の目標と基本方針は下記のとおりです。

##### 《計画の目標》

住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援、互いに支えあう地域社会の実現を図ります。

##### 《計画の基本方針》

- ①地域福祉活動への住民参加の促進
- ②福祉サービスの充実
- ③福祉サービスの適切な利用の促進
- ④人にやさしいまちづくりの促進

この計画に基づき、市は関係機関、関係各課の調整を図りながら、地域福祉を実現するための施策を総合的に推進してきました。また、芦屋市社会福祉協議会やさまざまな関係機関・団体等と協力して、住民主体の理念をふまえた取組を促進しました。

こうした取組の成果として、市民の地域福祉の拠点となる「保健福祉センター」の開設や、地域の課題を的確に把握し、連携して問題解決をすすめる「地域発信型ネットワーク」など、地域福祉を推進するうえで基盤となるしくみづくりがすすんできました。また、厚生労働省のモデル事業である「安心生活創造事業」を実施する地域福祉推進市町村に選定されました。さらに、地域福祉計画が高齢、障がい、児童などの各分野の福祉施策を地域福祉の視点で総合的に推進するしくみともなり、市役所内の「トータルサポート」の体制も立ち上げました。

一方、この間に十分に取組めなかった事項や、新たに見えてきた課題もあります。また、「市民意識調査」では多くの方が地域福祉計画を「知らない」と答えられるなど、

市民参加のもとで推進するという面では大きな課題を残しています。

《市民意識調査から》芦屋市地域福祉計画については、「知らない」74.5%、「見たことはない」17.0%、「内容はよく知らない」3.6%、「推進に関わったことはない」1.2%、「推進や活動・事業に関わっている」0.6%という回答でした。

## 【第1次計画の主な成果】

### 《保健福祉センターの開設》

「芦屋市保健福祉センター」は、総合的な保健・福祉サービスを提供する地域福祉の拠点として、財団法人木口ひょうご地域振興財団の協力を得て平成22年7月に開設しました。センターの開設にあたっては、市民のニーズを反映させるため市民や地域、保健・医療、福祉の関係者等による委員会を設置し、検討を重ねました。

このセンターは、下記の主な施設を一体的に備え、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた相談やサービスを提供するとともに、主体的な活動や交流の拠点として多くの市民の方々に活用されています。

#### 【センター内の主な施設】

《1階》総合相談窓口（高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業、権利擁護支援センター） 歯科センター、就労支援カフェ

《1階南》水浴訓練室、障がい機能訓練室、運動室

《2階》介護予防センター、子育て支援センター（プレイルーム、スタディールーム、ミュージックスタジオ）、ボランティア活動センター

《3階》保健センター、特別支援教育センター、貸室（会議室、多目的ホール、調理・実習室）

《4階》地域活動支援センター

### 《地域発信型ネットワークの構築》

「芦屋市地域発信型ネットワーク」は、高齢者分野の地域ケア体制として発足しましたが、複雑で深刻な生活課題を抱える世帯などの問題を解決していくうえで、分野を超えた専門機関や地域の連携がますます重要となってきたことから、地域福祉の視点に立って組織の改編や取組の充実を図っています。

取組においては、「だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らすまちをめざす」を理念とし、平成23年度現在、小学校区ごとに地域住民代表や福祉活動関係者等が情報の共有や地域づくりの活動を行う「小地域ブロック連絡会」を基盤とし、中学校区レベルの「ミニ地域ケア会議」で生活圏域における課題の集約と、各種専門機関等のネットワークの構築をすすめています。これらの生活圏域での取組を通じて把握された課題は、全市域の「地域ケアシステム検討委員会（実務者会議）」や「地域福祉推進協議会（代表者会議）」等で解決に向けた調整や施策への反映等の検討を行っています。

## 【第2次計画に向けて検討すべき主な課題】

### 《基本方針①「地域福祉活動への住民参加の促進」に関する課題》

- ・多様な主体と協働した計画の推進
- ・地域福祉活動への多様な市民の参加の推進
- ・「地域型の活動」と「テーマ型の活動」など、多様な取組をつなぐ機能の充実
- ・市民・団体等の活動への支援の充実
- ・身近な地域でのつながりづくりの推進

### 《基本方針②「福祉サービスの充実」に関する課題》

- ・ニーズを把握し、支援に的確につなぐしくみの充実
- ・各分野別計画と連動したサービス基盤の効果的な整備
- ・若い人（子育て世代）なども含めた多世代が暮らしやすいまちづくり
- ・市民の「多彩な力」（人材、資源など）のいっそうの活用

### 《基本方針③「福祉サービスの適切な利用の促進」に関する課題》

- ・市民の目線に立った地域福祉や生活に関する多様な情報の集約と効果的な発信・伝達
- ・多様なニーズに対応できる相談支援体制づくり
- ・市民参加も含めた権利擁護の取組の推進
- ・地域発信型ネットワークのいっそうの充実

### 《基本方針④「人にやさしいまちづくりの促進」に関する課題》

- ・多様な参加をすすめる条件づくり
- ・「芦屋らしさ」を活かした福祉文化の醸成
- ・だれもが生活しやすい移動や外出が安全・快適にできるまちづくり
- ・災害時の避難なども考慮したまちづくりやつながりづくりの推進

## 地域福祉をとりまく環境の変化

第1次地域福祉計画を策定した平成19年以降も、地域福祉をとりまく環境はさまざまに変化しています。主なものとしても、つぎのような事項があげられます。

### 【少子高齢化のいっそうの進行】

少子高齢化は全国ですすんでいます。芦屋市でも同様に人口のなかで65歳以上の方の割合を示す高齢化率は、平成19年4月の21.1%から、平成23年4月には22.9%に増加しました。また、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者の世帯も増えています。

### 【地域とのつながりの希薄化とさまざまな問題の発生】

地域との関係に対する意識の変化などにより、つながりを失って孤立してしまう人が増えてきました。そのなかで孤立死、高齢者等への虐待などの深刻な問題も起こっています。

### 【経済や雇用状況の厳しさ】

平成20年のリーマンショックなどによって深刻さを増す経済や雇用状況の厳しさは、市民の生活にも影響を与え、特に若い世代などでは不安をもつ人が増えています。

《市民意識調査から》日常生活で不安を感じていることとして、20歳代の方は「収入や生活費のこと」を56.4%（全体では37.3%）、「仕事のこと」を38.2%（全体では14.1%）があげています。

### 【東日本大震災の発生】

平成23年3月11日発生した東日本大震災では、震災と津波によって約2万人もの死者・行方不明者を出しました。また、原子力発電所の事故による被害も発生し、阪神・淡路大震災を経験した芦屋市民も、あらためて震災と津波の恐ろしさを認識させられました。

### 【団塊の世代の方々の地域参加】

第1次計画を策定した平成19年は「2007年問題」と言われた年でした。これは、団塊の世代の方々が60歳に達し、多く退職されることによる社会へのさまざまな影響を予測し、適切な対応を行うことの必要性を示したものでした。定年の延長や再雇用などで働き続ける人や、定年後しばらくはゆっくりしたいと考える方も多くおられますが、今後は地域のさまざまな活動に参加し、担い手として活躍される方が増えてくるものと期待されます。

### 【福祉や介護に関する制度の改正】

社会福祉の制度も変化しています。介護保険制度は可能な限り地域で生活するための「地域包括ケア」の推進が大きな課題として掲げられています。障がい者の制度も、障がいのない市民との公平と平等の確保や地域での支援体制の確立などを目標として抜本的な改革がすすめられています。「子ども・子育て新システム」も検討がすすめられ、保育制度の見直しなどとともに地域において子育てを支援する取組が重要な課題として位置づけられています。

### 【新たな芦屋市総合計画の策定】

このような社会情勢のなかで、芦屋市は第4次総合計画を平成23年度からスタートさせました。この計画は「自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を将来像として掲げ、市民と市民、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することをめざしており、地域福祉も重要な柱として位置づけられています。

---

## 2. 計画の位置づけと内容

---

この計画は、関係法令や芦屋市の他の計画などとの関係をふまえて、下記の位置づけと内容をもつ計画として策定しました。

### 社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画

「芦屋市地域福祉計画」は、社会福祉法(第107条)に基づく市町村福祉計画です。この計画は、「①地域福祉活動への住民参加の促進」、「②福祉サービスの充実」、「③福祉サービスの適切な利用の促進」に関する事項を一体的に定めるものと規定されています。

本市では、こうした取組をすすめていくうえでの基盤として不可欠な「④人にやさしいまちづくりの促進」を加えた4点を、第1次計画の基本方針として定めており、第2次計画もこれらを包含する計画として策定しました。

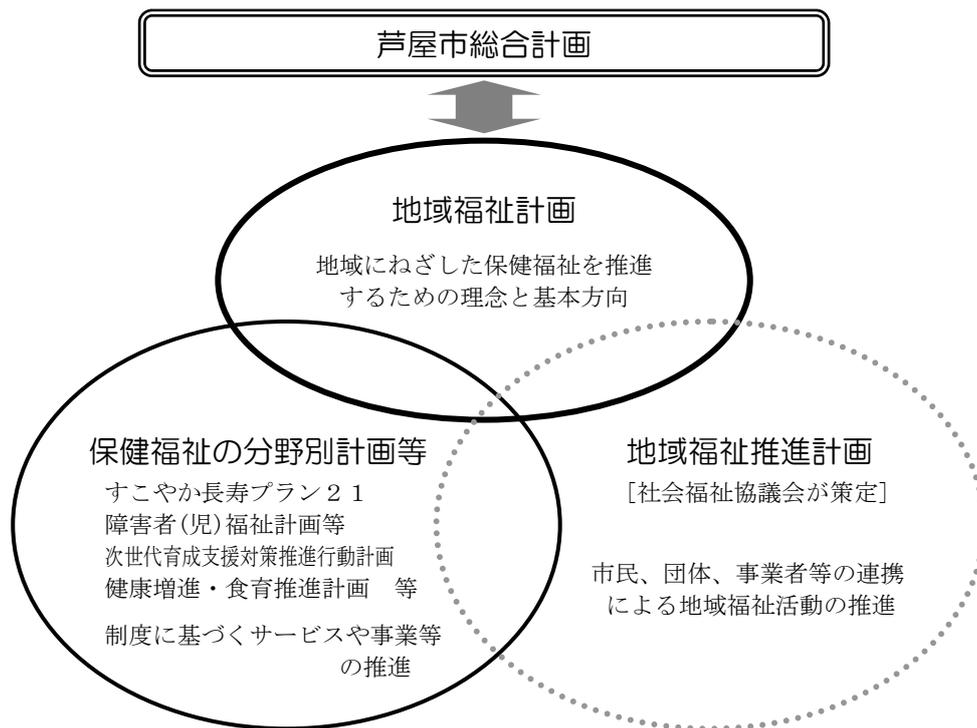
### 「芦屋市総合計画」を地域福祉の視点で具現化する計画

第2次地域福祉計画は、新たな「第4次芦屋市総合計画」を具現化するための部門別計画であり、次項の保健福祉分野の計画等と連携し、「人々のつながりを安全と安心につなげる」というまちづくりの基本方針のひとつの取組を推進するとともに、わたしたちすべての生活に関わり、だれもが無関心ではられない地域福祉への参加を通じた「福祉でまちづくり」を推進します。

### 芦屋市の保健福祉のマスタープランとなる計画

芦屋市では、保健福祉の分野別計画としての「芦屋すこやか長寿プラン21」、「芦屋市障害者(児)福祉計画」、「芦屋市障害福祉計画」、「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」、「芦屋市健康増進・食育推進計画」をはじめ、地域福祉に関わるさまざまな計画を策定しています。また、地域福祉を推進する民間団体である社会福祉協議会は、「地域福祉推進計画」を策定しています。地域福祉計画はこれらのマスタープランとして、市民の福祉を高めるためのさまざまな取組を、地域福祉の視点にたち、地域にねざして総合的に推進していくうえでの共通の理念と基本方向を示す計画です。したがって、各々の計画の策定、推進において整合性を図るとともに、計画に基づく取組を連携してすすめていきます。

【計画の位置づけ】



【分野別計画・地域福祉推進計画の主な内容】

計 画 名	主 な 内 容 (項 目)
すこやか長寿プラン21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の基本的考え方</li> <li>・ 施策の展開方向</li> <li>・ 介護保険サービス事業費の見込み</li> </ul>
障害者(児)福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の基本方向</li> <li>・ 各施策の推進</li> <li>・ 計画の推進体制</li> </ul>
障害福祉計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の基本方向</li> <li>・ 計画の推進</li> <li>・ 障がい福祉サービスの見込み</li> <li>・ 計画の推進体制</li> </ul>
次世代育成支援対策推進行動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の基本的な考え方</li> <li>・ 施策の推進方向</li> <li>・ 計画の推進に向けて</li> <li>・ 実施事業</li> </ul>
健康増進・食育推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の趣旨</li> <li>・ 健康づくりの考え方・施策の方向・目標値</li> <li>・ 食育の基本的な考え方・施策の方向・目標値</li> </ul>
地域福祉推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本目標</li> <li>・ 強化目標</li> </ul>

(※) 計画名の芦屋・芦屋市は省略しています。

---

### 3. 計画の期間

---

保健福祉の分野別計画のうち、「芦屋すこやか長寿プラン21」と「芦屋市障害福祉計画」は法律に基づいて3年間の計画として策定していますが、多くの人々の参加と協働のもとで地域福祉を推進していくには、中長期的な視点に立った取組を推進していく必要があります。

そのため、第2次芦屋市地域福祉計画は、平成24～28年度を計画期間とする5年間の計画として策定します。

なお、芦屋市のまちづくりの指針である第4次総合計画においては、平成23～32年度の10年間の基本構想と、前期・後期の基本計画を定めています。第2次地域福祉計画は、平成23～27年度を計画期間とする前期基本計画をふまえて策定、推進し、進捗の成果と課題を平成28年度からの後期基本計画に反映していくものとします。

また、計画の進捗状況や地域福祉をとりまく状況の変化などをふまえて必要が生じた場合は、計画期間内においても適宜見直しを行うものとします。

---

### 4. 計画の策定方法

---

この計画は、市民が主体的に参画し、市民と市民、市民と行政の協働による取組を推進するために、市民の主体的な参加のもとで策定しています。

具体的な取組として、「地域福祉市民会議」や「市民意識調査」を実施して、市民の意見やニーズ、課題を把握し、「地域福祉計画策定委員会」や「検討部会」で計画内容の検討を行いました。また、計画の「中間まとめ」案に対して、広く市民の意見をお聞きする「パブリックコメント」を実施し、最終案に反映します。

あわせて、市として地域福祉の総合的な取組を推進するために設置している「地域福祉計画推進本部」及び「地域福祉計画推進本部幹事会」で検討を行うとともに、「社会福祉審議会」に諮ります。

---

### 5. 計画の推進方法

---

この計画を多くの市民の参加と協働のもとで推進していくために、「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」を「地域福祉計画策定委員会」との連動性をもたせて設置します。この委員会で、計画に基づく活動や事業の推進方策についての検討や進捗状況の振り返りと評価を行い、さらに充実した取組とするよう推進していきます。

また、一人ひとりの市民、団体、事業者などの多くの人々の参加のもとで推進していくよう、計画を周知するための取組を推進します。

(※) 推進方策の具体的な内容については、第5章に記載します。

## 第3章 「芦屋の地域福祉」の基本的な考え方

---

### 1. 「芦屋の地域福祉」の推進目標

---

“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人になり、  
[All Ashiya]の力をあわせて、心地よく暮らせる福祉を創造します

福祉は、わたしたち一人ひとりの生活に欠くことのできない取組になってきました。今後、ますます必要性が高まってきます。

そこで、芦屋市のまちづくりのキーワードである“新しい暮らし文化”のひとつとして、わたしたち市民の一人ひとりが主体的に、自分が「できること」で担い手になり、困ったときには受け手にもなって、お互いの自立を大切にしながら支えあう福祉を、「芦屋の地域福祉」として、[All Ashiya]のさまざまな力をあわせ、1つのチームとなって創造します。福祉を難しく考えるのではなく、「笑顔であいさつすること」や「ご近所づきあいを大切にすること」などからはじめて、市民どうしのつながりをつくり、「お互いさま」の意識で支えあえる関係を広げます。

そして、“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人々がつながりあって、心地よく暮らせるまちづくりを実現していきます。

---

### 2. 取組の視点

---

この計画では、第1次計画で「地域福祉計画とは」として示した「住民主体の理念」、「総合化の理念」、「利用者本位の理念」、「共生の理念」、「協働と連携の理念」、「震災を経験して」の6点を、上記の推進目標の実現に向けた取組の視点として継承します。

計画に基づくすべての取組をすすめるうえで、これらの視点を大切にするとともに、取組を評価するうえでのポイントとしても活用していきます。

**住民主体の視点 ～ 市民の主体性を尊重した取組を基本とします。**

地域福祉は、市民の参加を前提として、地域の状況に応じた福祉のしくみを自治体が独自に創りあげていくという意味で、福祉を切り口として地方自治をすすめていく取組であるといえます。

“芦屋らしさ”を活かした地域福祉をつくっていくうえで、一人ひとりの市民が主体的に考え、合意形成していくよう努力すること、また、市民の主体性を尊重し、さらに醸成するための支援を行っていくことを、この計画に基づくすべての取組の基本とするよう、念頭に置いて推進します。

### 総合化の視点 ～ 生活全体のニーズを地域の力をつないで支援します。

公的な福祉は法律や制度に基づいて実施されるため、分野や年齢などでのたて割りの支援になりがちです。しかし、わたしたちは、一生を通じて連続的に、さまざまな場面と関わりあって生活を送っています。そのため、地域福祉は、法律や制度に基づく公的なサービスだけではきめ細かな支援が難しかった“困りごと”に、地域のさまざまな力を活かして効果的に対応していくことを、大きな目標のひとつとしています。

芦屋市でも、高年、障がい、児童などの分野別の福祉施策や、市民生活に関わるさまざまな事業が実施されています。また、市民・民間による多くの活動・事業も行われています。これらをつないで、一人ひとりの生活全体にわたるニーズをふまえた総合的な支援、単独の取組だけでは対応が難しい問題への力強い支援を行っていくことをめざして、関わる人々の相互理解やネットワークづくり、協力して実現するための創意工夫などに、積極的に取り組みます。

### 利用者本位の視点 ～ “たすけ上手・たすけられ上手” の福祉を推進します。

「芦屋の地域福祉」の目標である“たすけ上手・たすけられ上手”で心地よく暮らせる福祉は、支援を受ける側の人の主体性を大切にし、自己選択・自己決定を尊重することで実現していくものです。

押しつけにならずに、気持ちよく安心して頼んでもらえる“たすけ上手”のサービスや活動をすすめるよう、常に心がけて取り組んでいきます。また、だれもが“たすけられ上手”となることを支えるよう、自らのニーズに気づき、適切などころに向けてSOSを発信できるための発信情報提供や、安心して支援が受けられるための権利擁護の取組を積極的に推進します。

### 共生の視点 ～ さまざまな違いを認めて尊重しあう社会づくりをめざします。

わたしたちが暮らしている地域には、さまざまな人々が生活しています。年齢、性別、心身の状態、所得、社会的立場、国籍や文化などに違いがあり、一人ひとりの個性や考え方も異なっています。社会の状況が変化し、人々の生活や価値観も多様化しているなかで、人々が折りあいをつけてともに暮らすまちづくりが、いっそう重要になっています。

だれもが地域のなかで、安心して心豊かに暮らしていくことをめざす地域福祉をすすめるうえでも、さまざまな違いを認めあい、お互いを尊重しあうことが不可欠です。地域福祉の取組を通じて、身近な暮らしのなかでの共生社会づくりを推進します。

### 協働と連携の視点 ～ さまざまな人の「できること」をつないで大きな力にします。

地域福祉は、わたしたちのだれもが受け手であると同時に担い手となってすすめていくものです。効果的に[All Ashiya]の力をあわせることが、芦屋の地域福祉を大きく

することにつながります。

「きょうどう」と発音する言葉のうち、「共同」は同じ立場でいっしょに活動すること、「協同」は異なった主体が同じ活動をする事だと言われます。そして、「協働」は各々の立場や活動を活かしつつ“課題”や“目的”を共有することを通じて、得意なことをつないで、より大きな成果をめざすことを意味します。

地域福祉の取組をいっそう効果的にすすめるために、さまざまな人々や団体・機関などのネットワークを広げながら、各々が「できること」を活かして役割を分担し、協働・連携して取り組むよう、推進していきます。

#### 震災を経験した市民としての視点 ～ 全国への支援と日常生活への反映をすすめます。

芦屋市は阪神・淡路大震災で被災しました。そのときにわたしたちは、全国から寄せられた支援のあたたかさや地域で支えあう力の大きさ、ともに考え、協力してまちづくりをすすめることの可能性など、非常に多くのことを学びました。

震災から16年あまりを経過した平成23年3月に東日本大震災が発生しました。多くの方々が被災され、生活の再建や地域の復興には多くの課題が残されています。わたしたちは自らの被災の経験と、その際に寄せられた支援への感謝の気持ちを込めて、サポートを続けていきたいと思えます。

また、いざというときに支えあえる地域づくりの大切さを、地域福祉の取組にも活かし、日頃からだれもが地域で安心して心豊かに暮らせるまちづくりをすすめていくことも、震災を経験した市民の役割として意識しながら取り組んでいきます。

### 3. それぞれの主体の役割分担と協働の考え方

地域福祉は、だれもが「受け手」にも「担い手」にもなってすすめていきます。そのなかで、さまざまな人々が効果的に協力し、より大きな力にしていくために、それぞれの主体の役割分担と協働について基本的な考え方を、つぎのように示します。

これをひとつの指針として、一人ひとりが「できること」を考えて参加し、お互いの思いを共有しながら協力して、具体的な活動や事業をすすめていきます。

#### 一人ひとりの市民

わたしたち市民一人ひとりが、地域福祉の主人公です。地域で生活するうえでさまざまな“困りごと”に出会ったときは、“たすけられ上手”になり、必要な支援を受けながら自立して生活します。

そして、同時に（支えられる立場のときでも）一人ひとりが「できること」を考え、[All Ashiya]の一員となる担い手として参加します。

#### 地域型の活動団体（自治会等の地域組織、小学校区のネットワーク組織等）

身近な地域での、住民どうしの関わりあいを活かした活動をすすめるよう、あいさつなどの日常的な活動からはじめながら、多くの人に参加を呼びかけ、支えあいのつながりを広げていきます。また、“困りごと”を抱えている人に対して、専門的な支援につないだり、協力して課題の解決に取り組みます。

あわせて、災害時にもいちばん身近なところで支えあえるチームとして、みんなが安全に避難できるよう支援するためのつながりづくりもすすめます。

#### テーマ型の活動団体（ボランティアグループ、NPO等）

地域福祉に関するさまざまな課題をテーマとして、解決に向けた主体的な活動・事業に先駆的に取り組みます。

また、地域型の活動団体や事業者等とも協働・連携した取組をすすめ、地域にねざした、より広がりのある展開を推進します。

#### 事業者（福祉事業者、生活関連の商業・サービス業、企業等）

地域での自立した生活を支援する質の高い福祉サービスや、福祉的な支援が必要な人などにも配慮した生活関連サービス（小売、飲食、教育、情報、運輸、金融など）を、それぞれの仕事を通じて提供します。

また、地域の一員として、各々の資源を活かして市民の活動などを支援します。

#### 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、芦屋市の地域福祉に関わる活動者や事業者、関係機関等が参加し

た地域福祉推進の中核となる機関です。そのネットワークをさらに広げ、参加するメンバーの力を効果的に活用しながら、地域福祉の活動・事業を専門的に推進・支援します。

また、市民のニーズをふまえた新たな活動や事業に先駆的に取り組み、芦屋市の地域福祉をすすめていきます。

## 市・行政機関

市は地域福祉のしくみづくりをすすめる責任主体として、この計画全体の進行管理を担います。

そのなかで、関係部局・関係行政機関等が一体となり、市民・民間団体や事業者等とも協働して、公的な福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援を行うとともに、基盤整備や市民の主体的な活動への支援を、積極的に推進します。

---

## 4. それぞれのエリアでの取組

---

「地域にねざした福祉」を推進していくために、日常生活や地域活動などの基本的なエリアとしての小学校区域を中心として、それぞれのエリアの特性を活かした取組を、つぎの考え方をふまえて推進します。

### 町内会区域

最も身近な地域コミュニティのエリアとして、自治会等の地域組織が中心となり、身近な関わりあいのなかで、日常のつながりづくりや支えあいの活動をすすめます。

また、活動を通じて福祉のニーズや課題を発見し、専門機関等につないだり、地域の課題としての取組をすすめます。

### 小学校区域

地域福祉をすすめるうえでの中核的なエリアとして、地域のさまざまな団体・関係機関や幅広い市民が参加したネットワークを構築します。

そして、連携して支援する必要がある個別のケースや、地域全体で取り組むべき課題への対応、問題の発生を予防するための取組などを、地域の人々と専門職等が協力して推進します。

### 中学校区域

小学校区のネットワークが連携し、1つの小学校区ではすすめにくい活動を行ったり、協力して活動・事業を展開します。

また、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体化して提供する「地域包括ケア」のしくみづくりをはじめ、介護や福祉サービスを提供する基盤を整備します。

### 芦屋市全域

各地域エリアでの実践を全市的な活動につないだり、施策化をすすめてより多くの人を支援するしくみにしていきます。

また、専門性を活かして地域の活動を支援するなど、[All Ashiya]の力を活かした取組をすすめます。

## 5. 重点的に取り組む課題

第1次計画の取組を通じた成果と課題、地域福祉をとりまく環境の変化や市民のニーズなどをふまえて、第2次計画では、つぎの課題について重点的に取り組みます。

### 市民のニーズを引き出し、つなぐための取組を積極的に推進します

市民意識調査の結果をみても、多くの市民は日常生活のなかで不安をかかえ、何らかの手助けをしてほしいと思っています。そのような“困りごと”が起こったときにはSOSを発信し、適切な支援につながっていくことが“たすけ上手・たすけられ上手”の福祉をすすめる第一歩として、市民のニーズを引き出しつなぐための取組を積極的に推進します。

### 一人ひとりの「自分らしい生活」を支援する、質の高いサービスや活動を推進します

市民が困ったときにSOSを発信しやすくするには、利用したいと思える質の高いサービスを提供していくことが求められます。介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域のなかで「自分らしい生活」をおくれるようにすることが、介護保険や障がい者福祉の改革の方向性であり、地域の力をあわせて、芦屋市の状況と市民のニーズに応じた地域ケアを実現するためのサービスや活動を推進します。

### 子どもから高齢者まで、すべての世代が暮らしやすいまちづくりを推進します

少子高齢化が進行するなかで、急速に拡大する高齢者の介護や支援のニーズに的確に対応していくと同時に、次世代の芦屋を担う子どもたちや若い世代の人々が安心して「暮らし続けたい」と思えるまちづくりが非常に重要になっています。市民意識調査では、他の世代とくらべて若い世代が日常生活での不安やまちの環境への問題を感じているという結果が示されていることもふまえて、すべての世代に配慮した取組を推進します。

### 災害時にも支えあえる地域のつながりづくりを推進します

阪神・淡路大震災の経験から、芦屋市民はいざというときに支えあえる地域の力の大切さを知っています。そうした意識を、災害時にだれもが安全に避難できるしくみに活かしていくには、日常からつながりをもち、支えあえる関係をつくっていくことが必要です。こうした日常のつながりづくりは、地域福祉とも密接に関連することであり、だれもが無関心ではられない災害の問題を考えることで、日常的に“困りごと”を支援しあえる福祉コミュニティをつくっていくよう、広く呼びかけながら推進します。

### さらに多くの人が地域福祉の活動も参加できる環境づくりを推進します

芦屋市はコンパクトな市域のなかで、市民どうしがつながりやすい環境をもつまちで

す。そのよさをいっそう活かして、多くの人が参加する地域福祉をすすめていくためにも、安心して快適に外出ができる環境を充実します。また、身近なところで交流や活動ができる拠点を増やすなど、参加しやすい環境を整備していくよう、まちの多様な資源を有効に活用しながら推進します。

#### 市民と市民、市民と行政の協働による取組を推進します

「協働」は、地域福祉をすすめるうえで最も基本となる、不可欠な考え方です。さまざまな主体が、それぞれ得意なことを活かして役割を分担しながら、協力していくという理念を、市民と市民、市民と行政などの協働により、具体的な活動や事業を通じて実現していくよう、「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を活かして、すべての取組のなかで意識して推進します。

## 第4章 「芦屋の地域福祉」をすすめるための取組

### 1. 具体的な取組の体系

前章の“基本的な考え方”をふまえて、「芦屋の地域福祉」を体系的に推進していくために、7つの「推進目標」とそれを実現するための「取組の柱」を、つぎのように定めました。

- 1 地域福祉への関心と理解を広げます
  - 1-1) 地域福祉の呼びかけ
  - 1-2) 学習と話しあいの推進
  - 1-3) 情報の発信・伝達
- 2 暮らしの「困りごと」を適切な支援につなぎます
  - 2-1) ニーズの気づき・発見
  - 2-2) 相談支援の充実
- 3 地域生活を支えるサービスや活動を充実します
  - 3-1) 福祉サービスの充実
  - 3-2) 地域福祉活動の推進
  - 3-3) 多様な連携による支援
- 4 権利をまもる取組を充実します
  - 4-1) 権利擁護の意識づくり
  - 4-2) 権利侵害・虐待対応の充実
  - 4-3) 後見的支援の充実
- 5 人と人のつながりを広げます
  - 5-1) 地域でのつながりづくり
- 6 安心・安全でバリアのない生活環境をつくります
  - 6-1) 災害時の支援
  - 6-2) バリアフリーのまちづくり
  - 6-3) 防犯・交通安全の推進
  - 6-4) 住環境の充実
- 7 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します
  - 7-1) 活動拠点の充実
  - 7-2) 活動財源の確保
  - 7-3) 活動への支援
  - 7-4) 協働活動・事業の推進
  - 7-5) ネットワークの充実

---

## 2. 取組のすすめ方

---

本章では、上記の体系に基づく取組を計画的に推進していくために、【みんなで協働して取り組む方向】と【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】を定めました。

また、【みんなで協働して取り組む方向】に沿って、一人ひとりの市民、団体、事業者などの【各々の主体が取り組むこと】を考え、協働しながら、活動・事業を展開していくものとします。

### 【みんなで協働して取り組む方向】

「推進目標」と「取組の柱」に沿った活動や事業を、地域のさまざまな主体が役割を分担し、協働して[All Ashiya]で推進していくために共有する目標として、取組の柱ごとに【みんなで協働して取り組む方向】を定めました。

### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

【みんなで協働して取り組む方向】をふまえ、【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】を定めました。

これらの取組を関係各課が連携して推進していくよう、年次実施計画を策定し、実施後の評価も行いながら、体系的に実施していきます。

### 【各々の主体が取り組むこと】

この計画は、市が先導的に取り組むことなどもふまえ、【みんなで協働して取り組む方向】に沿って一人ひとりの市民、団体、事業者などの各々の主体が、それぞれ「できること」を考え、そして「思い」を共有し、共通する部分などで協働しながら、活動・事業を展開していきます。

これらは、一人ひとりが主体的に考えて取り組んでいただけるよう、この計画では具体的な取組内容は定めていません。計画を周知していくなかで、各々に呼びかけながら、「実施プラン」づくりと、各々のプランを持ち寄って共有し、協働していく場づくりなどの取組を推進していきます。

## 地域福祉への関心と理解を広げます

### 《取組の柱 1－1》地域福祉の呼びかけ

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊地域福祉は、一人ひとりの暮らしに関わるものだということを伝えあいます。

#### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

##### (1) 地域福祉の呼びかけの推進

- ・地域福祉はすべての市民の生活に深く関わるものであり、介護や支援が必要なときも権利を尊重しあって生活し、一人ひとりが「できること」で支えあう意識を高めるよう、さまざまな機会を通じて発信します。

##### (2) 地域を大切に作る意識づくり

- ・地域福祉をすすめる基盤として、地域に愛着をもち、そこに住む人々を大切に思う意識を高めるよう、まちづくりのさまざまな取組を通じて推進します。

#### 【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

【みんなで協働して取り組む方向】

＊学校、公民館、地域、職場等のさまざまなところで地域福祉について学び、考えます。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 学校や社会教育等での福祉学習の推進

- ・子どもたちが、学校等での学習を通じて自然に福祉意識を身につけるよう、保育所・幼稚園・学校等での福祉学習を推進します。
- ・「公民館講座」や「芦屋川カレッジ」等の社会教育の各種事業のなかでも、学びを活かした地域福祉の実践をすすめるよう、学習プログラムに取り入れます。
- ・福祉学習は、支援のニーズをもつ当事者や支援活動を行っている人等に講師になっていただいたり、活動を体験しながら学習する場を提供するなど、地域の協力も得てすすめます。
- ・学習の成果を活動の実践につなぐよう、関係団体等と連携して支援します。

(2) 地域等での学習や話しあいの推進

- ・地域や職場等のさまざまなところで、地域福祉の学習や話しあいが行われるよう、出前講座やこの計画の「実施プラン」づくりなども活用して支援します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

【みんなで協働して取り組む方向】

- \* 地域福祉のさまざまな情報を発信します。
- \* 必要な人に必要な情報が届くよう、きめ細かく伝えます。
- \* 必要な情報を自分で得るように努力します。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 広報等を通じた情報発信の充実

- ・ 広報あしや、市のホームページ、各種パンフレットやチラシ等の多様な方法で、地域福祉に関する情報提供を積極的に行います。
- ・ 地域福祉の活動や事業を行っている市民等が、それらを活用して情報を発信できるよう支援します。
- ・ 多くの情報のなかから必要な情報を見つけやすいように、工夫します。

(2) 市民と協働した情報伝達の推進

- ・ 市民の目線で情報を集め、編集し、伝えていくよう、「市民参加の情報紙」づくりや、市の情報発信での協働を推進します。
- ・ 市民と協働した情報発信では、多様なニーズに対応するため、幅広い年齢層の人々、情報が得にくい障がい者や外国人等の参加を得るよう推進します。
- ・ 民生委員・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々や、自治会、当事者団体等の各種団体、保健・福祉・医療や生活関連の事業者等の協力を得て、人と人のつながりを活かしたきめ細かな情報提供を推進します。

(3) 情報を得る意識づくりの推進

- ・ 「地域福祉は一人ひとりが主人公となって取り組む」ということの意味を通じて、自分に必要な情報を主体的に得る意識を高めるよう、呼びかけます。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

## 暮らしの“困りごと”を適切な支援につなぎます

### 《取組の柱 2-1》ニーズの気づき・発見

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

- \*生活の“困りごと”に早めに気づき、自分で対処したり、必要な支援を求める意識を高めます。
- \*まわりの人の“困りごと”に気づき、その人に伝えたり、必要な支援につなぎます。

#### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

##### (1) ニーズへの気づきと発信への支援

- ・地域福祉の啓発・学習・情報提供などを通じて、自分のニーズに気づき、自分や家族等だけで対応できないときは早めにSOSを発信し、身近なところに相談するよう呼びかけます。

##### (2) 身近なニーズの発見とつなぐ取組の推進

- ・身近な人のニーズに気づき、本人に伝えたり、相談窓口につなぎながら支援する取組を、地域のつながりづくりや見守り・声かけ、相談等の地域福祉活動、さまざまな社会参加活動などを通じてすすめます。
- ・そのなかで、自らニーズに気づきにくい認知症の方などへの支援を推進します。

##### (3) 相談機関等によるニーズ把握の推進

- ・地域の相談支援機関や地域福祉コーディネーターが地域の人々と連携してニーズを把握するよう、地域にねざした相談支援の取組を推進します。

#### 【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

【みんなで協働して取り組む方向】

＊身近なところで気軽に相談でき、アドバイスや支援をしたり、専門的な機関につなぐ取組を広げます。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 相談窓口の充実

- ・福祉センターの総合相談窓口が、多様なニーズを受け止めるワンストップ機能をいっそう高めるよう、さまざまな機関と連携した支援を強化します。
- ・高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業所、子育て支援センター等の相談支援機関や市役所の相談窓口等がいっそう気軽に利用されるよう、PRの充実や利用しやすい環境づくりなどに取り組みます。

(2) 身近な地域での相談支援の推進

- ・高齢者生活支援センターを身近な相談窓口として、地域の人々と連携を図りながら支援をすすめます。また、福祉施設やサービス提供事業所や医療機関・薬局等が身近な地域の相談窓口の役割を発揮し、多様な相談への対応や専門的な窓口へのつなぎなどができるよう、連携と支援を強化します。
- ・民生委員・児童委員や福祉推進委員等の地域の人々による身近な相談支援活動を支援するよう、情報提供や連携を強化します。

(3) コミュニティソーシャルワークのしくみづくり

- ・地域生活の多様なニーズや地域の福祉課題を、さまざまなサービスや活動をつないだり、創りだしながら支援し、地域の福祉力を高めていく「コミュニティソーシャルワーク」のしくみづくりに取り組みます。
- ・地域福祉コーディネーターがさまざまな相談に対応しながら、相談支援機関や地域の人々、事業者等のネットワークを強化します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

-----

## 地域生活を支えるサービスや活動を充実します

### 《取組の柱 3-1》福祉サービスの充実

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊地域で自立して生活できるよう、多様なニーズに応える質の高い福祉サービスを提供します。

#### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

##### (1) 地域での生活を支援する福祉サービスの提供

- ・地域で自立して生活できるよう支援する福祉サービスを、市民のニーズをふまえて効果的に提供するように、高齢者福祉計画・障がい者福祉計画・次世代育成支援対策推進行動計画等を通じて推進します。
- ・健康や生きがいの増進、介護予防など、生活の質を高め、支援が必要になることをできるだけ予防するサービスを、積極的に推進します。また、若い人の定住を促進するように、子育て支援や働いている人への支援等を推進します。

##### (2) 柔軟なサービス提供の推進

- ・福祉サービスが、地域で生活するうえでの多様なニーズに的確に対応できるように、柔軟に提供できるしくみづくりをすすめます。

##### (3) サービスの質を高める取組の推進

- ・事業者・従事者の意識やスキルの向上、サービスへの意見や苦情を改善につなぐ取組、自己評価・第三者評価によるサービス評価などを、事業者の団体等と連携して推進します。
- ・評価の結果を公表し、サービスを選ぶための情報を提供します。

##### (4) サービスの担い手の確保

- ・質の高いサービスの提供体制を確保するように、福祉の仕事への市民の理解を得ながら、人材の養成・確保や働きやすい環境づくりなどに、専門職や事業者の団体等と連携して取り組みます。

#### 【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

【みんなで協働して取り組む方向】

\*さまざまなニーズにきめ細かく応える多様な地域福祉活動をすすめるよう、一人ひとりが「できること」で参加し、多彩な人々に呼びかけて広げます。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 多様な地域福祉活動の推進

- ・一人ひとりが「できること」で参加できる多様な取組を、地域福祉活動を推進する機関・団体等と連携して推進します。
- ・地域福祉の基盤となる活動として、安心してともに暮らすための見守り・声かけ活動や、ゴミ出しなどの日常のちょっとした“困りごと”を支援する活動を推進します。
- ・芦屋市民の財産である豊かな自然や文化を活かして、まちへの愛着を高め、質の高い生活を支援できる地域福祉活動を推進します。
- ・多様なニーズに対応する活動をすすめる方法のひとつとして、コミュニティビジネスや社会起業としての取組や、有償の地域福祉活動なども推進します。

(2) 一人ひとりが「できること」で参加できる取組の推進

- ・一人ひとりが「できること」で参加できるよう、「ひとり一役」をスローガンとした取組を推進します。
- ・そのために、支援を求める人と活動を希望する人のニーズを集約し、コーディネートする「(仮称)あしや役立ち隊」のしくみづくりを推進します。
- ・多様な人々の参加をすすめるよう、支援を受ける立場の人の当事者活動や、専門的な知識やスキルを活かしたプロボノ活動などを推進します。
- ・高齢期の人が健康づくりや生きがいくりとあわせて地域福祉の活動ができるよう推進します。
- ・地域福祉活動に参加するきっかけをつくるよう、多様な呼びかけや講座、仲間づくり等の取組を推進します。

(3) 「お互いさま」の意識づくり

- ・「お互いさま」の活動として気持ちよく支援しあえる環境を広げていくよう、「たすけ上手」、「たすけられ上手」になるための啓発や学習を推進します。

(4) 事業者等による地域福祉を推進する取組の推進

- ・生活に関わるさまざまなサービスが、福祉の支援が必要な人にも利用できて生活を広げるうえで役立つものとなり、同時に地域の活性化にもつながるよう、事業者の団体等と連携して推進します。

- ・企業等が地域の一員として取り組むCSR（企業の社会的責任）の活動を推進するとともに、地域のさまざまな取組と協働できるよう支援します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

---

### 《取組の柱 3-3》多様な連携による支援

---

【みんなで協働して取り組む方向】

＊新たなニーズや困難な課題が起きたときはみんなで集まって話しあい、力をあわせて取り組めます。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

（1）協働で課題を解決する取組の推進

- ・トータルサポートのしくみを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等の連携をすすめるコミュニティソーシャルワークを推進し、新たなニーズや困難な課題に対して、さまざまな力が協働して解決する取組をすすめます。
- ・問題解決の成果をあらたな制度やしくみとして構築し、スムーズな解決や予防的な取組にもつないでいくよう推進します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

## 権利をまもる取組を充実します

### 《取組の柱 4-1》権利擁護の意識づくり

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊お互いのニーズを理解し、権利を尊重して生活する意識を高めます。

#### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

##### (1) 権利を尊重する意識づくりの推進

- ・年齢、性別、国籍、障害の有無等による違いを理解し、お互いの人格と地域で生活するうえでの権利を尊重する意識を高めて“心のバリアフリー”を実現していくよう、地域福祉の啓発、学習、活動での交流などを通じて推進します。

#### 【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

### 《取組の柱 4-2》権利侵害・虐待対応の充実

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊権利侵害や虐待を予防するための支援と迅速・的確な対応を、地域の力をあわせてすすめます。

#### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

##### (1) 権利擁護支援の充実

- ・権利侵害への対応や権利行使の支援をはじめとする高齢者・障がい者等への権利擁護支援を、関係機関や地域の人々などと連携して充実するよう、権利擁護支援センターの機能や組織体制を強化します。

##### (2) 虐待の防止と対応の充実

- ・高齢者、障がい者、子ども等の弱い立場に置かれがちな人たちへの虐待やドメス

ティックバイオレンス等を防止するために、市民一人ひとりが意識し、気になるときは迅速に相談できるよう、呼びかけと相談窓口の連携強化を図ります。

- ・養護者等の負担が虐待につながらないよう、適切な支援につなぎます。
- ・要保護児童対策地域協議会や権利擁護支援システム推進委員会等を通じて関係機関と連携を強化し、虐待や疑いの相談・通報への迅速かつ的確な対応を行い、安全の確保と問題解決を図るよう、取組や体制づくりを推進します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

---

#### 《取組の柱 4-3》 後見的支援の充実

---

【みんなで協働して取り組む方向】

＊判断能力が不十分な人が自立した生活ができるよう、支援します。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

（1）後見的な支援の充実

- ・判断能力が不十分な人が地域で自立して生活していくうえで、意思決定や金銭管理等の支援を行う福祉サービス利用援助事業や成年後見制度が適切に利用されるよう、専門職や地域の人々などによる支援体制を充実します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

## 人と人のつながりを広げます

### 《取組の柱 5-1》地域でのつながりづくり

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

- \*あいさつや交流を積極的に行い、困ったときにはたすけあえるつながりと“絆”を広げます。
- \*地域で支えあうために必要な個人情報の共有について、話しあいをすすめます。

#### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

##### (1) 地域組織の活動への支援

- ・自治会、老人会、子ども会、コミスク等の地域組織の活動を、市民の共通課題である地域福祉や、災害時に避難が難しい人への支援をひとつのテーマとして活性化するように、地域発信型ネットワーク等を通じて支援します。
- ・身近な地域での支えあいをすすめる基盤となる自治会等への加入を促進するよう呼びかけるとともに、マンション等での取組を支援します。

##### (2) 多様なつながりづくりの推進

- ・地域で多様な人々が出会い、交流できるよう、サロン活動などを推進します。
- ・地域との幅広いつながりがもちにくい（希望しない）人も、孤立せずにだれかとつながりをもって生活できるよう、さまざまな社会参加活動やサービスの利用などを通じた多様なつながりづくりを推進します。

##### (3) 支援が必要な人を地域で支えるつながりづくり

- ・日常的に介護や支援等が必要で、緊急時に自力での避難が困難な人等を支援するしくみをつくるために、ニーズへの気づきや発見の取組を活かして、地域とのつながりと、日常的に支援しあえる関係づくりを推進します。

##### (4) 地域福祉推進における個人情報のあり方の検討

- ・プライバシー（私事をみだりに公開されない権利）を尊重しつつ、緊急時に支援しあえるしくみをつくっていくために、個人情報の共有のあり方を検討します。
- ・個人情報に関する学習や、適切に管理するための支援を推進します。

#### 【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

## 安心・安全でバリアのない生活環境をつくります

### 《取組の柱 6-1》災害時の支援

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊災害時にだれもが安全に避難できるよう、日頃から準備をすすめます。

#### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

##### (1) 避難等に支援が必要な人を支える取組の推進

- ・災害時にだれもが安全に避難できるよう、防災に関する意識や理解を高めるとともに、支援するしくみづくりをすすめます。
- ・避難等に支援が必要な人の情報を本人の同意を得て共有し、地域と連携して避難支援プランを作成するとともに、避難訓練を実施するなど、緊急時に迅速に対応するための取組をすすめます。

##### (2) 避難生活に関する支援の推進

- ・介護や支援が必要な人などの避難生活に備えて、必要な物資や支援、福祉避難所等の確保を図るよう取り組みます。

#### 【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

【みんなで協働して取り組む方向】

- \*だれもが安心して快適に外出し、社会参加ができる環境をつくれます。
- \*思いやりの心と高いマナーで、バリアを少なくします。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) バリアのないユニバーサルデザインのまちづくり

- ・だれもが安全で快適に外出できるまちづくりとして、道路・公園等の都市施設や、公共・民間の建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。
- ・整備された施設等が適切に利用されるようにマナーを高めるとともに、思いやりのところで支えあうよう、理解を推進します。
- ・身近なところで生活に必要なさまざまなサービス等が利用できる、便利なまちづくりを推進します。

(2) 快適な歩行空間づくり

- ・快適に歩いて外出することを通じて、自然や文化を活かしながら市民が交流できるまちづくりをすすめるよう、歩道の整備を推進します。
- ・外出時に休憩の場とともに市民の交流のきっかけとなるベンチを市民参加でつくっていくよう、「(仮称)芦屋ベンチプロジェクト」を推進します。

(3) 移動に関する支援の充実

- ・日常生活や社会参加が便利にできるよう、公共交通の充実を図ります。
- ・ガイドヘルプや移送サービス等、多様な方法での移動支援を推進します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

-----

---

## 《取組の柱 6-3》防犯・交通安全の推進

---

### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊犯罪や事故のない安全なまちを、地域の力をあわせてつくります。

### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

#### (1) 安全なまちづくりの推進

- ・子ども、障がい者、高齢者、外国人等の弱い立場に置かれがちな人が安心して暮らせるよう、地域の連帯も活かして犯罪や事故から守るまちづくりを支援します。
- ・防犯や交通安全のための環境整備を推進します。

### 【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

---

## 《取組の柱 6-4》住環境の充実

---

### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊介護や支援が必要になっても安心して暮らせる住まいづくりをすすめます。

### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

#### (1) 多様なニーズに対応できる住宅づくりの推進

- ・介護や支援が必要になっても安心して生活できるユニバーサルデザインの住宅づくりをすすめるよう、啓発や支援を推進します。
- ・市営住宅のユニバーサルデザイン化をすすめるとともに、介護や支援が必要な人のニーズに応じた住戸を確保するよう、建替などとあわせて推進します。
- ・介護が必要な人などが、地域で生活できる住宅を確保できるよう取り組みます。

### 【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

## 地域福祉の活動を支えるしくみを充実します

### 《取組の柱 7-1》活動拠点の充実

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊地域の多様な資源を活かして、利用しやすい活動拠点を増やします。

#### 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

##### （1）地域の活動拠点の充実

- ・身近な地域で多様な人々が集まり、子どもから高齢者までの居場所となったり、情報を共有したり、協働して活動したりできる拠点を、地域のさまざまな資源を活用して確保するよう推進します。
- ・集会所の整備や、公共施設や学校の余裕教室等をいっそう効果的に活用するための検討を行います。
- ・身近な地域や民間の施設等を活用するための支援方策等も検討します。

##### （2）福祉センターの機能の充実

- ・福祉センターが市民の多様な活動の拠点としていっそう活用されるとともに、地域の活動を支援する役割なども担えるよう、機能の強化をすすめます。

#### 【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

### 《取組の柱 7-2》活動財源の確保

#### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊地域福祉活動への参加としての“寄付文化”を広げながら、多様な方法で活動の財源を生み出します。

## 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

### （１）地域福祉活動の財源確保の推進

- ・多様な地域福祉活動を推進するために、市や民間の各種助成制度等をいっそう効果的に活用できるよう支援します。
- ・地域福祉活動に参加するひとつのかたちとして寄付活動をいっそう推進するよう、“寄付文化”の醸成を図りながら、共同募金や各種基金等への理解と協力への呼びかけを強化するとともに、より協力しやすいしくみづくりなどに取り組みます。
- ・公民協働の活動・事業を推進し、公的な財源と市民の思いや力を活かした事業を広げるよう取り組みます。

### （２）有償型の活動等の推進

- ・有償型（謝礼型）の活動やコミュニティビジネス、社会起業等の新たなかたちの地域福祉活動も推進するよう、支援をすすめます。

## 【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

---

## 《取組の柱 7-3》活動への支援

---

### 【みんなで協働して取り組む方向】

＊ “楽しく”、“しっかり” 活動できるよう支援するしくみと取組を充実します。

## 【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

### （１）コミュニティワークをすすめる体制の充実

- ・地域福祉推進機関である社会福祉協議会のコミュニティワーク（地域福祉活動支援）やボランティア活動の推進体制を強化し、市民・団体・事業者等の主体的な取組を専門的に支援する機能を高めるよう、支援します。
- ・多様な市民活動団体の地域福祉を推進する活動への参加・協働を広げるよう、市民活動センターと連携して支援します。
- ・身近な地域での活動をすすめるうえで、つなぎ役を担う「世話やきさん」がいっそう活躍できるよう、民生委員・児童委員や福祉推進委員をはじめとした、地域の人々の活動を支援します。

## (2) 楽しく活動できる支援や環境づくり

- ・“楽しく活動できる環境”をつくっていくよう、コミュニティワークの取組を通じて支援するとともに、地域福祉の啓発のなかで意識して取り組みます。
- ・活動している人や団体等が集まり、情報を共有したり、相談しあいながら、よりよい活動を楽しくすすめるための場づくりを推進します。
- ・活動をレベルアップしていくための情報提供や研修、安心して活動するための保険制度など、活動の内容に応じた支援を、社会福祉協議会等の地域福祉活動を推進する機関等と連携して充実します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

---

## 《取組の柱 7-4》協働活動・事業の推進

---

【みんなで協働して取り組む方向】

＊ “公と民”、“民と民”の多様な協働で、具体的な活動や事業をすすめます。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

### (1) 公民協働の活動・事業の推進

- ・公民協働による具体的な地域福祉の活動・事業を推進するよう、市民の提案をもとに関係機関・団体等と連携して支援する「(仮称)地域福祉アクションプログラム推進協議会」のしくみをつくり、取組をすすめます。

### (2) 多様な協働をすすめるテーブルづくり

- ・地域型の活動とテーマ型の活動が協働などをはじめ、多様な主体が出会い、協働できるよう話しあいを行う場（テーブル）を、地域発信型ネットワーク等を活用して充実します。

【各々の主体が取り組むこと】（あなたの「実施プラン」を考えてみてください。）

【みんなで協働して取り組む方向】

＊地域のさまざまな人々が出会い、協議し協働するしくみを充実します。

【市が市民、団体、事業者等と連携して先導的に取り組むこと】

(1) 地域発信型ネットワークの充実

- ・地域発信型ネットワークを地域にっそう根ざしたしくみとしていくため、小学校区での取組の充実を図るとともに、[All Ashiya] での連携を強化するよう、組織体制を役割・機能の再構築を検討します。
- ・地域の福祉課題はできるだけ身近な地域で解決するよう取り組みながら、地域で解決できないことはエリアを広げて考えていくよう、町内会区域、小学校区域、中学校区域、芦屋市域全域の4層の重層的な取組を強化します。
- ・特に小学校区は、地域福祉の取組をすすめるうえでの中核的なエリアとして、地域の課題を地域の人々と専門的な支援が協力して解決していくしくみをつくっていくように、地域の主体性を活かした組織づくりを推進します。

(2) 地域の活動を施策や制度に活かす取組の推進

- ・地域発信型ネットワークを通じて、地域での取組の成果や課題を全市的な展開や施策に活かしていくよう、ネットワークの各層をつなぐ取組を充実します。
- ・広域的に取り組むべき課題等を県、国等の施策や制度の充実に的確につなぐ取組も強化します。

【各々の主体が取り組むこと】(あなたの「実施プラン」を考えてみてください。)

## 第5章 計画推進のための取組

この計画を着実に推進していくために、つぎの事項について力を入れて取り組みます。

### 「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」の設置

第1次計画では「地域福祉計画評価委員会」を設置し、市民や関係者の参加を得て、主に市や社会福祉協議会が取り組んだ事業などについて、進捗状況の点検と評価を行ってきました。

第2次計画では、さまざまな主体の力を活かした [All Ashiya] の取組を推進していくために、「地域福祉計画策定委員」を発展させた「(仮称)地域福祉計画推進評価委員会」を設置します。そして、さまざまな立場の人々が自ら担い手として参加しながら、役割を分担し、協働して計画の推進していくための方策を検討するとともに、お互いの取組を振り返って評価しあい、課題をふまえてさらにレベルアップした活動・事業を展開していくしくみをつくっていきます。

### 各々の「実施プラン」づくりの推進

第4章の【協働して取り組む方向】に沿って、一人ひとりの市民、団体、事業者などの各々の主体が、それぞれできることを「実施プラン」として作成する取組を、多くの人々に呼びかけながら推進します。

作成した「実施プラン」は、各々が活動・事業を実践し、評価を行っていくうえでの指針にするとともに、地域の会議などで持ち寄って共有し、個人や団体が協働で取り組んだり、地域としての取組などにもつないでいくよう、地域発信型ネットワークなどを活用して、場づくりをすすめます。

### 「(仮称)地域福祉アクションプログラム」の推進

公民協働の活動・事業のプロジェクトを推進するしくみとして、「(仮称)地域福祉アクションプログラム推進協議会」を設置します。

「(仮称)地域福祉アクションプログラム推進協議会」は、市、市民活動を支援する団体、有志の市民などによる運営委員会を通じて、公民協働で地域福祉を推進するためのプロジェクトを市民のグループなどから公募し、活動や事業を実施していくうえでのメンバーのコーディネート、情報発信や技術的な支援などのサポートを行い、市民のグループの取組を支援します。

### 地域福祉計画推進本部における取組の推進

地域福祉に関する施策を庁内の関係各課が連携して推進していくために設置している「地域福祉計画推進本部」の取組を強化し、年次実施計画の策定、実施、評価等を通じ

て、計画の推進を図ります。

事業の実施においては、関係各課間の連携や市民等と協働をいっそう推進するよう、意識して取り組みます。

-